

再エネ勘定に関する収支の状況

2023年11月22日

電力広域的運営推進機関 事務局

1. 再エネ勘定とは	2
2. 再エネ勘定の収入支出のしくみ	3
3. 納付金及び交付金の状況	4
(参考) 資金の収支差額	5
4. 交付金が納付金を上回る主な要因	6
5. 今後の対応等	8
(参考) 関係法令	9

- 再エネ勘定とは、2022年度より導入された F I P 業務（供給促進交付金交付業務）、F I T 業務（調整交付金交付業務）、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務に係る勘定をいう。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

（区分経理）

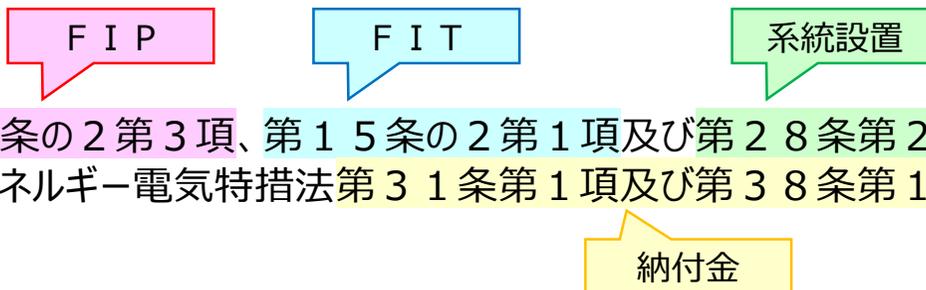
第28条の5 2 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 広域系統整備交付金交付業務（←日本卸電力取引所のエリア間値差収益から）
- 二 第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務
- 三 第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務（←解体等積立金管理業務）
- 四 第28条の40第2項第1号に掲げる業務（←災害等扶助交付金交付業務）
- 五 第28条の40第2項第2号に掲げる業務（←入札業務）
- 六 前各号に掲げる業務以外の業務

（業務）

第28条の40

八の二 再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項、第15条の2第1項及び第28条第2項の規定による交付金の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。



2. 再エネ勘定の収入支出のしくみ

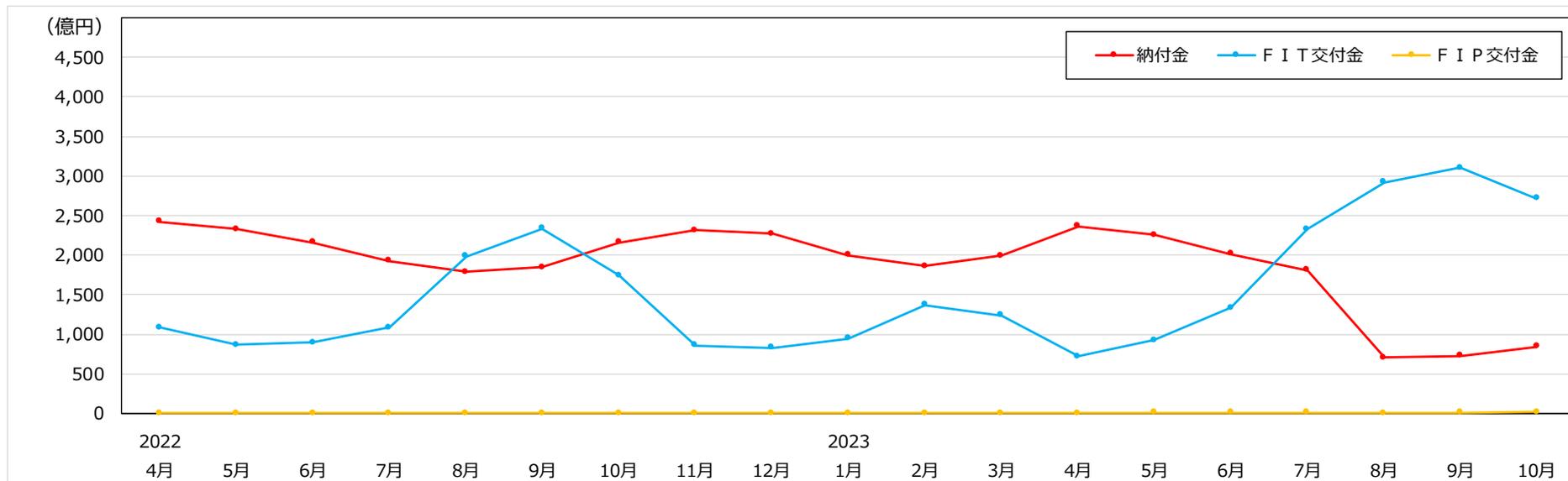
- 広域機関は、F I P 交付金、F I T 交付金及び系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため小売電気事業者等から納付金を徴収する。

(収入支出のイメージ)

F I P 交付金	納 付 金
F I T 交付金	
系統設置交付金 (実績なし)	
事務処理に要する費用	

3. 納付金及び交付金の状況

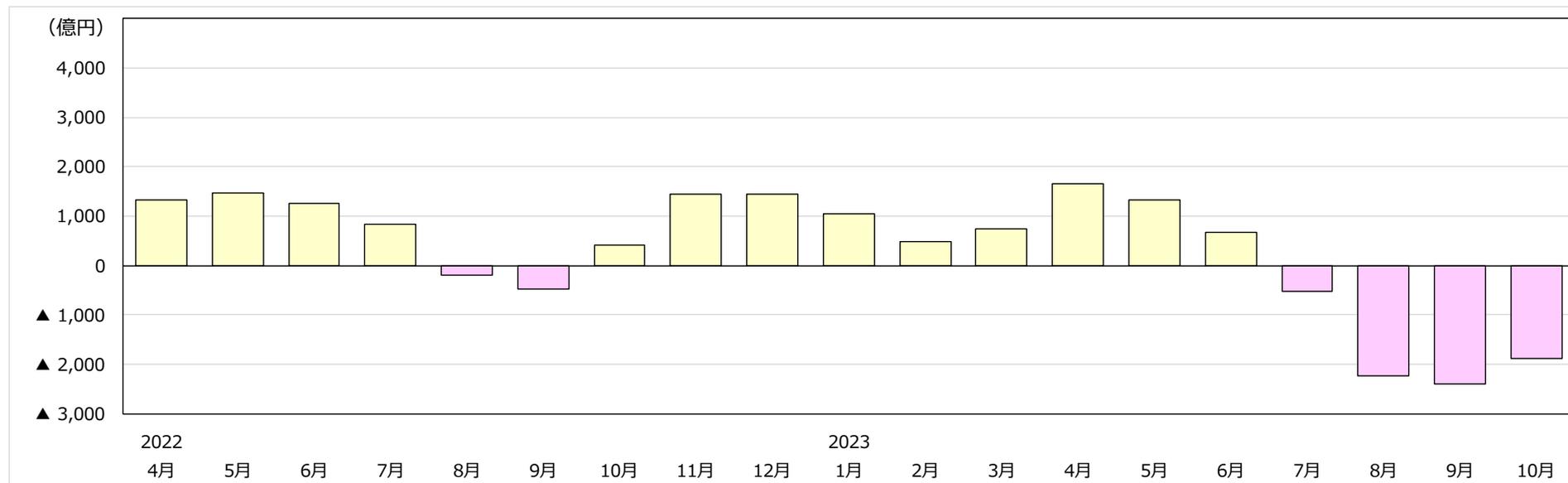
■ 長期で収支が相償する仕組みであり、過去にも一時的に交付金が納付金を上回る状況はあったが、2023年7月以降、交付金が納付金を上回る状況が継続している。



区 分	2022 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
納付金	2,423	2,329	2,159	1,923	1,788	1,848	2,160	2,311	2,272	1,995	1,861	1,991	2,365	2,256	2,016	1,811	701	723	844	
FIT交付金	1,088	864	892	1,084	1,986	2,332	1,739	858	825	944	1,371	1,238	716	925	1,331	2,330	2,917	3,101	2,713	
FIP交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	4	7	9	6	5	11	16

(注) 納付金は納付期限の翌月、交付金は交付月で整理。

【月次の収支差額】



(単位：億円)

区 分	2022 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
納付金	2,423	2,329	2,159	1,923	1,788	1,848	2,160	2,311	2,272	1,995	1,861	1,991	2,365	2,256	2,016	1,811	701	723	844
F I T 交付金	1,088	864	892	1,084	1,986	2,332	1,739	858	825	944	1,371	1,238	716	925	1,331	2,330	2,917	3,101	2,713
F I P 交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	4	7	9	6	5	11	16
納付金 - 交付金	1,335	1,465	1,267	838	▲198	▲484	421	1,453	1,447	1,051	489	753	1,645	1,325	676	▲526	▲2,221	▲2,389	▲1,886

(注) 納付金は納付期限の翌月、交付金は交付月で整理。

4. 交付金が納付金を上回る主な要因（1 / 2）

- 交付金が納付金を上回る要因としては、交付金の増加と納付金の減少がある。
- 交付金の増減は、設備量の増加、季節や天候による発電量の増減も関係するが、もっとも大きく影響するのが「回避可能費用」である。
- 2022年度は市場高騰を受け回避可能費用が増加したことから交付金が減少。一方、2023年度は市場が落ち着きを取り戻し回避可能費用が減少したことから交付金が増加。

(参考) F I T 交付金の概要

$$\text{F I T 交付金額} = \frac{\text{調達金額}}{\text{※1}} \div \text{※2} - \text{回避可能費用} + \frac{\text{その他}}{\text{※3}}$$

※1 調達金額 = 買取電力量 × 買取価格（買取価格は再エネ種別ごとに毎年度決定）

※2 税抜き価格とする

※3 インバンスリスク料金等

(注) 回避可能費用とは、買取事業者が発電した者から再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電の調達を取りやめ、支出を免れることができたとみなす費用をいう。

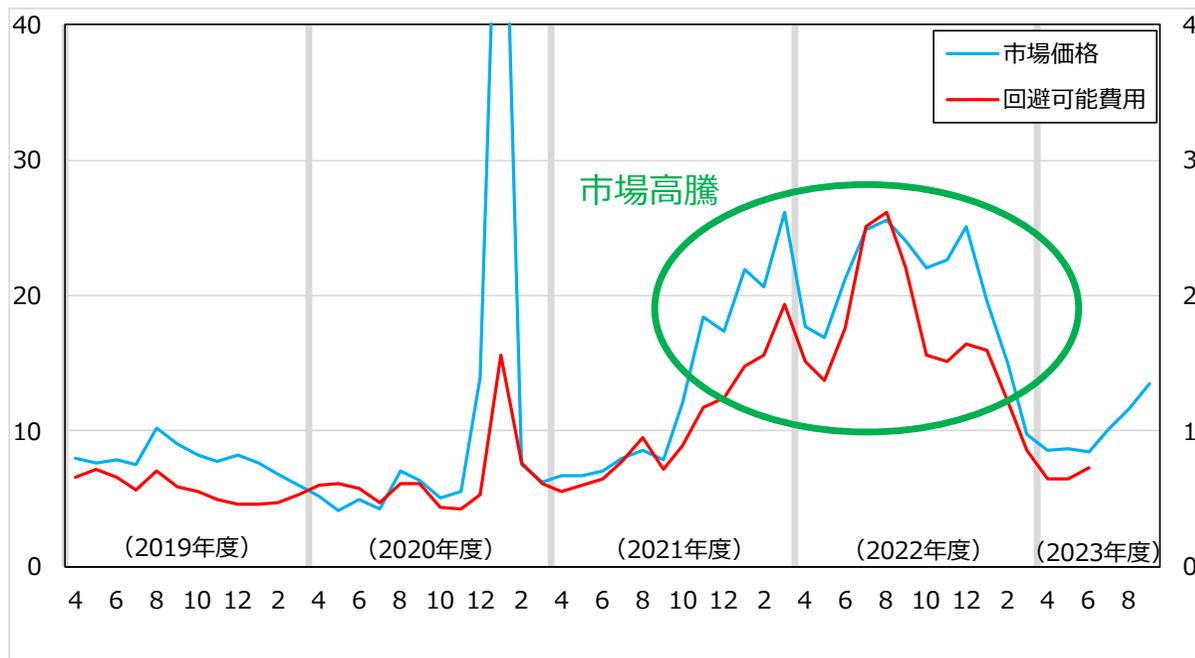
(市場価格に連動し、具体的には、30分コマ毎・エリア毎にスポット価格と時間前市場価格の加重平均により算定される)

4. 交付金が納付金を上回る主な要因 (2 / 2)

- 交付金の増加に大きく影響する回避可能費用と市場価格の推移は以下のとおりである。
- 納付金の減少については、原資となる賦課金単価の減額が影響している。
 ※ 賦課金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、再エネ特措法第32条に定められた算定方法に則り、経済産業大臣が設定。

市場価格
(円/kWh)

※データ出典
日本卸電力取引所
スポット市場全国シ
ステムプライスの月平
均値



回避可能費用
(百億円)

賦課金単価
(円/kWh)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
単価	0.22	0.35	0.75	1.58	2.25	2.64	2.90	2.95	2.98	3.36	3.45	1.40

- 今後の収支状況は、市場の動向等により変動することから正確に見込むことは困難。他方で、再エネ特措法に基づく納付金徴収業務等は、第32条第2項の規定趣旨から鑑みると複数年で収支が相償する仕組みであることから、一時的な資金不足も想定される。
 - このような資金不足に対応するため、電気事業法では資金の借入れ等について規定されており、こうした場合に、当該借入れ等を活用することとなっている。
- ※ 納付金徴収業務等における一時的な資金不足に際しては、確実な借入れの実施や需要家負担の軽減のための政府保証の活用等について、国とも連携して対応していく。借入金等の限度額を超える資金不足への対応には、政令改正による十分な借入限度額の引き上げを、国が実施する必要がある。

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

（納付金の額）

第32条 前条第1項の規定により小売電気事業者等から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該小売電気事業者等が電気の利用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下同じ。）に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第37条第1項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の利用者に対し支払を請求することができる第36条の賦課金の額を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第1項及び第38条第1項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の利用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の1キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

（賦課金の請求）

第36条 小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の利用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の利用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の利用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

（借入金及び広域的運営推進機関債）

第28条の53 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第1項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

（第4項～第8項略）

（政府保証）

第28条の54 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第1項の借入れ又は機関債に係る債務（第28条の40第1項第5号又は第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

○電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）

（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）

第4条 法第28条の53第3項の政令で定める額は、1200億円とする。